

## 【はじめにの注】

注1 2004年(平成16年)度から、教職員の給与、諸手当(期末勤勉手当、教職調整額、管理職手当、住居手当、通勤手当など)の費目ごとの国庫負担額限度がなくなり総額の中で自由に使用可能となりました。名目は「地方の実情に応じたきめ細かい教育を可能」にするためというものです。国庫負担が平均給与×標準定数×1/3配当の算定によって、その枠内で自由に使っても良いことになりました。これで、都道府県が給与の種類・額を自由に決定 教職員数を自由に決定 加配定数の弾力化 ができるようになっていきます。この総額裁量制と第7次義務標準法とによって、都道府県の判断で40人を下回る学級編制を可能にしたり、加配定数を使い少人数学級の実施が可能になりました。これが、各都道府県で少人数学級が広まってきた理由の一つになっています。

注2 2005年12月10日結成、現在会員21名。文部科学省に報告された各都道府県教育委員会の資料を情報公開請求し、公開文書を分析しながら、全国の教育条件の実態を調査研究していました。

## 【第一章の注】

注1 「標準法は必要なナショナルスタンダードを明らかにし、義務教育の水準の維持と機会均等を支えています。これは法的な拘束力を持つ最低基準というよりは、ナショナルスタンダードを示した法律であると申し上げた方がよいと思います。」(地方分権改革推進委員会議事録 文科省前川審議官の発言 2007年(平成19年)10月3日)

注2 「第二項が、学級編制の基準となる数の標準を定めたものであるが、ここで『基準』と『標準』の用語が併用されていることに注目する必要がある。

この法律では、都道府県の教育委員会が定める学級編制のありかたを『基準』と呼び、その『基準』を定めるさいのよりどころとなるものとして、国が示したものを『標準』と呼ぶことにしたものである。すなわち、都道府県の教育委員会が市町村の教育委員会や小・中学校に対して示す学級編制のしかたは、必ずそれによらせる性格をもつものであるから、この場合には『基準』という強い用語をとり、そのさい、都道府県の教育委員会がよりどころとするものとして国が示すものは、『基準』よりは若干弾力的な性格をもつ『標準』という用語としたものであるとされている。」(『学級規模と教職員定数～その研究と法令の解説～』P88(第一法規 1965年(昭和40年))

注3 「旧法(引用者注 1958年(昭和33年))に規定されていた第四条の『学級編制の基準についての文部大臣の意見の聴取』に関する規定は、改正法(筆者注 1963年(昭和38年))において削除された。これは、従前の標準がいわば弾力的なもので、きわめてゆるやかな標準であり、各都道府県が実情に即して漸次『すしづめ学級』を解消することができるよう、その目標を定めたものであったのに対して、改正法における標準は、いわば厳格な標準であるものとし、確実にその標準を遵守すべきものであるという意図を明らかにするため、この条文を削除したものである。したがって、改正法における『標準』の性格は、従前のそれに比べてかなりひきしまった性格のものに改められたと解する必要がある。(前掲書P113)」

「この改正法による学級編制の標準および教職員定数の標準は、従前の旧条文に比べて、かなりひきしまった性格に改められたもので、いわば守るべき標準と解されること、また、旧標準法制定の当時と比較して、地方財政も安定してきたことなどの点からみて、あえて文部大臣の勧告をまたなくても、地方団体の良識に期待すれば、この標準法の趣旨が実現されるものと考えられるにいたったからである。（前掲書 P132）」

注4 「第四条（引用者注：『学級編制の基準についての文部大臣の意見の聴取』に関する規定）は、これらの標準にもとづいて、都道府県の教育委員会が基準を定めるさいに、文部大臣に対して意見を求める規定であるが、この趣旨は、第三条の標準がいわば弾力性のある標準と考えられていたので、必ずしも各都道府県において、確実にこのとおり実施できない場合もあるものと予想し、そのさい、標準の巾として、必ず守るべき限度を示すために設けられた規定であった。（前掲書 P93）」

注5 「地方がこの基準（引用者注 標準のこと）を上回って出された場合には、上回った分の半分は確実に補助いたす考え方でございます。」「国の方できめた基準よりもさらに促進していただきますれば、それだけ教員数がよけい要るわけでございますので、私どもとしては、国の基準よりも進めていただいて教員の余っておる分は積極的にすし詰め学級の解消に回していただくように御努力を願うように、都道府県の教育委員会に強力な指導をして参りたいと考えております。」（第 28 国会文教委員会審議録 内藤初等中等教育局長 1958 年（昭和 33 年）4 月 9 日）

「この立法の精神というものは、幾らかでも標準を高めていくということにあるのでございますから、高いものを低めよう、こういう妙な考えは毛頭なしに、またそう解釈せられることは法の立法の精神に反するわけでございますから、この点は決して御心配のないように一ついたしたい」（第 28 回国会文教委員会審議録 白井荘一文部政務次官答弁 1958 年（昭和 33 年）4 月 22 日）

注6 法改定の文部省趣旨説明「現行の標準法は、昭和三十三年に制定され、同法のもとで、翌三十四年から五カ年計画により、公立義務教育諸学校のいわゆるすし詰め学級の解消を進めてまいりましたが、昭和三十八年度において、この五カ年計画は完了し、すし詰め学級は、一応の解消を見たのであります。今後は、その成果を基盤とし、教育効果のより一その向上を目ざして、義務教育の充実を進める必要があります。このためには、昭和三十九年度以降における学級編制について新たな目標を示し、計画的に、その改善をはかりたいと考えるのであります。」（第 4 5 国会文教委員会審議録 1963 年（昭和 38 年）12 月 13 日）

注7 「法律には四十五人を標準とすると書いている、そうして先ほど国としてはナショナルミニマムを保障していくのだという私のお話をお取り上げいただきました。四十五人をこえた場合には二つの学級に割る、それだけの先生方を採用してほしい、その費用については国は半額を負担していきま  
す、こういう態度をとっているわけでありま  
す。それを、事情やむを得ず四十五人をこえて学級を編制せざるを得ない場合もあるうかと思  
います。好ましいことじゃございませんけれども、物理的に余儀なくされる場合もあるうかと思  
います。反面また地方団体が、都道府県と市町村がともに合意して  
いかなければいけませんけれども、四十五人にしないで、四十人をこえたら二つの学級に割る、そういう団体があっても何も差つかえございません。そのかわり、それによって起こる、先生をふやさなければならぬその経費は、地方団体が全額負担しなければならないということになるだけのこと

でございます。地方分権のたてまえをとっておるわけでございますので、国としてはナショナルミニマムは保障していきますよ、だから少なくともここまではやってくださいよ、こうお願いしていますが、物理的にできない事情の起こる地域があり得る、それが四十六人、四十七人の学級だと思  
います。また積極的な意欲を持って、四十五人であればむしろ二つの学級にしようとする地域が起こ  
ってきて、これは何ら批判すべきことじゃない、それはそれぞれの地方自治のたてまえでこくふう  
になってしかるべきだ、しかしその経費はそのかわり国は負担しませんよ、単独で全額をそれぞれの  
地方団体が負担していただかなければいけませんよ、こういうことでございます。あくまでもナショ  
ナルミニマムを国としては保障する、それは少なくともここまでなければならぬ、そうはいても、  
地域によっては不可能なことになる場合もあり得る、それはやはりやむを得ないことじゃないだろう  
か、好ましくはないけれども、やむを得ないことじゃないだろうか、こう思っております。」(奥野文  
部大臣答弁。1974年(昭和49年)4月26日)

注8 「市町村、都道府県それぞれが、四十五人じゃなくて四十人を基礎として運用しようと、ある  
いは四十三人を基礎として運用しようと、それはもう任意でございます。」

注9 「小中学校は義務教育なものでございますので、国が関与する場合にはナショナルミニマムを  
確保するのだという姿勢が必要じゃないだろうか。そうしますと、人数を少ししか配置していない団  
体について実員を使いますと、教育の水準が低下する。また財政が豊かで教員の配置が非常に多い、  
潤沢だ、それをそのまま国がめんどろを見ていく必要がどこまであるだろうかということにもなった  
りして、結局定数は保障する、しかしこれをどう運用していくかということももう地方自治にゆだね  
ますよということになったのではないか、かように考えるわけでございます。いま伺いますと、三十  
九年度から定員制を採用したようでございます。おっしゃるように三十八年までは実員実額でござい  
ます。地方自治に乗ったおそらく府県間の差が非常に大きくなってきて 文部省もこういうことに  
踏み切ったのじゃないだろうか。」(奥野文部大臣答弁。1974年(昭和49年)4月10日)

注10 「特定の県につきまして、できるところから学級編制を引き下げていけばいいじゃないかと  
いうお考えに対しましては、これは義務教育が憲法上の義務であり、他面、権利であるわけござい  
ますから、そういうものは公平にしていく、一定の基準で、すべての国民に公平な基準で保障してい  
くということが必要であろうというふうに考えておるわけでございます。」「国が定めました基準のワ  
ク内で合理的な基礎があれば、それを弾力的に実態に即するように運用できるという点を、多少幅を  
持たしたということございまして、全国民に保障しております基準(筆者注 「標準」のこと)と  
いうものを、そう軽々に都道府県の判断でもってやっていくところまでは許容しているという  
わけではございません。」「知事さんも、決して疑うわけではないわけでございますけれども、やはり  
住民に対してのサービスの度合いが違ってくるということは予想されるわけございまして、そのた  
めにまちまちな全国的な現象が起こってくるということは、憲法上保障されております義務教育とい  
うものにつきましてではできるだけ避けたほう がよろしいのではないかと、全国民に同じような水準の教  
育を保障するということが大事なことじゃないだろうか、そういうふうに考えるわけでございます。」  
(岩間政府委員 1974年(昭和49年)4月26日答弁)

注11 「この法律につきましての私の理解が間違っているのかもしれませんが、私の理解している

ところを申し上げますと、この法律 はあくまでも一つの標準でありまして、実体はこれ以上のところもあるし、これ以下のところもある。それはあげてそれぞれの地方公共団体の財政力その他のいろいろな判断の結果いろいろ出てくるであろう。しかし、あくまでこれはスタンダードであるぞよというのがこの法律だと私は理解しております。したがって、この法律の定数なら定数、学級編制なら学級編制そのものを越えておっても、あるいはそれ以下であっても、即これは通常いわゆる法律違反である、こういうようには私ちょっと理解できないのでございます」「たとえ標準であって、法律的にその法律違反をきびしくとやかくいう法律でなくても、学級編制とか定数の標準そのものを要するに全国的なスケールで考えてある種の標準を法律としてつくった、それは それとしての意味を持っている、たまたま負担法でその定数基準を利用して負担額をきめようとしている、こういうように私考えたい」(大竹法制局参事答弁 1974年(昭和49年)4月26日)

注12 (小中学校単式学級編制標準が45人から40人に改定されたが、その実施は学年進行の12年計画であったため、野党議員から「一挙に40人学級が実現できなくとも、41人以上の学級に対して教員の加配はできないのか」との質問に対しての文部省答弁)「われわれそういう考えはわかるわけですが、やっぱり標準法というのは一つの基準の上に立って実施をいたしますんで、この四十人が実現するまでは、教員配置を少し四十一人以上のところはふやすというようなことにすることは、技術的にもむずかしゅうございますし、まあ全体の考え方からしましても、ちょっと整理のむずかしい課題でございますので、できるだけ同じような考え方に立って、この計画を推進していくと、こういうことに落ちついたわけでございます。(第91国会文教委員会 諸澤正道初等中等局長答弁。1980年(昭和55年)4月24日。)

注13 「『義務標準法』の学級編制と教職員定数算出の方法・数値は法令上の性格としてはあくまで「標準」であり、地方自治体における学級編制基準や教職員配置の決定の際の参考にすぎないものである。ただ、参考にすぎないといっても、地方自治体の財政事情や都道府県内における市町村格差の拡大を忌避しようとする都道府県教育委員会の意向を考えると、国の『基準』が、事実上、『最高基準』的な意味合いをもつことになったことは否定できないであろう。(「県教育委員会における『義務標準法』の運用と教職員配置の実際」小川正人 2001年)

注14 「今回御審議いただいております標準法においては、やはり各学校の学級編制の基準としては四十人を限度として、各学校における児童生徒数の状況に応じて学級を編制していただくというのがこの法の建前でございますので、そういう点で、今回チームティーチング等を導入いたしまして、それによって学習集団をできるだけ弾力化する、それによって児童生徒一人一人の個性、能力、興味、関心に応じた学習ができるような教職員配置を今回いたしているわけございまして、そういうものが全国の学校で積極的に新しい指導方法として活用されることによって、先生がおっしゃるそういう児童生徒の一人一人の能力あるいは適性に応じた教育が展開されるものと私どもは現在のところ考えておるところでございます。」(第126国会文教委員会 井上初等中等局長答弁 1993年(平成5年)2月24日)

注15 この時の法解釈と運用については、文科省推薦の参考人として答弁した蓮見音彦氏(和洋女子大)の発言が参考になります。

「学級編制の基準と申しますものは、本来的にはいわゆる教員給与の国庫負担ということの裏づけといたしまして基準を決める必要のあるものでありますけれども、これまでのところでは、その基準が単に財政的な意味での基準ということだけではなくて、この基準どおりに学級を編制して動かしていかなければならないというふうに運用されてまいりました。

したがいまして、各県におきましても市町村におきましても、あるいは各学校におきましても、この基準を離れた学級編制を行うということではできないということにされておったわけでありまして。特色ある学校づくりをしようと思いましても、それはできないというのがこれまでの運用でございました。」「やはり最低の水準、つまり四十人学級という線を維持していただくことはどうしてもお願いしなければならぬだろう。それを五十人にしていただければ困りますというふうなことはあるのですが、そういう線は守っていただきながら、しかし、それぞれで工夫をしていただき、工夫の余地のあるところ、あるいは非常に意欲をお持ちのところはぜひもっといい条件をつくっていただきたいというのがねらいでありまして、護送船団方式そのものではないけれども、ある最低の守るべき線は維持しながら、全体としてレベルをだんだん上げていくようなこと、努力のできることはしていただいていくというふうなことを進めるべきではないか。

従来も、いろいろ工夫して、異なった学級編制をしようと思われたところはあるのでありますけれども、大変苦勞をなされました。それを、そんなことをしなくてもやれるようにしていこうというふうなことで、弾力化を含みながら、しかし、いわゆる教育の機会均等というものは維持していこうというふうな考え方である、このように考えているところでございます。」(第151回国会文教委員会 蓮見参考人答弁 2001年(平成13年)3月14日)

**注16** 「今までは国の標準において都道府県の基準を定めるというふうになっておりました。でも、今度は、都道府県の判断によって、もし特例がある場合にはそれを認めるということでございます。」  
(第151回国会文教委員会 池坊政務官答弁 2001年(平成13年)3月14日)

「長野県の小海町のケースをお触れいただきました。従前ですと、それはもう本当に門前払いだったわけですね。今回は、都道府県と市町村が合意をすればそうしたことも可能になるということでは一つの大きな変化ではないだろうか、こう思っております。」(第151回国会文教委員会 町村文部科学大臣答弁 2001年(平成13年)3月14日)

**注17** 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下『義務標準法』という。)に定める学級編制の標準について、国がその給与費を国庫負担する際の基礎となる教職員定数を算定するための基準であるという性格をより明確にして、教育条件の向上を図る観点から特に必要がある場合には、都道府県が「義務標準法」で定める学級編制の標準を下回る人数の学級編制基準を定めることができることとするなど、弾力的な運用ができるよう『義務標準法』について必要な法的整備を図ること。(中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」1998年(平成10年))

**注18** 「すべての都道府県、市町村に標準として、ここはやっぱり国がミニマムリクワイアメントといいたいでしょうか、必ず達成してもらいたいというのは、まさに標準としてこれはお示しをするわけでありまして。それが例えば一学級四十人とか事務職員の場合は何人とか、そういうことになってくるわけでありまして、それを下回ってというか上回って例えばうちの県は五十人にするとか六十人にするということは、これは許されないことであろうと、要するに国が必要と思う部分をそれでは下回っ

てしまいますから。ただ、それを超えて、よりよい環境といいたまうかを各都道府県が今回の法律に基づきまして特に必要と認める場合、それはどうぞやっても構いません、それはまさに各自治体の御判断であらうと。

ただ、国としては、まず一定の予算の、二分の一国庫負担の総枠があります。したがって、その総枠の範囲内でいろいろ工夫をして各都道府県に割り当てられた枠の中でいろいろなやりくりの結果、特例的にやる部分が出てくれば、それはそれで構わないわけでありませう。

ただ、一応各都道府県に配分をしたものをさらに超えて、より手厚く、例えば一斉に十人学級にしてしまおうとなると、膨大な今度は先生の数が、仮定のケースですが必要になってまいります。それは各自治体の御判断でありますから、必要なそこに要する経費というものはそれは各自治体でお持ちをいただきたいということになります。あくまでも国が持つのは全体の標準とプラス今回加配をする部分の中での自治体の中でのやりとりはそれはどうぞ御自由にといいか、やったださって結構ですと、特に必要がある場合はということになるわけでありませう。

そのときに、じゃ自治体の豊かさといいたまうか、によって差が出てくるではないかというお話がありました。確かにそういう面が絶対ないとは私もあえて申し上げませんが、しかしそれはどこの自治体も今は大なり小なり苦しい状態。そしてその中で、さっき申し上げましたように、我が県としては、我が市町村としては特にどこに資源配分をしていくのか、公共事業なのか、福祉なのか、教育なのか、その他の分野なのか。それはまさにそれぞれの自治体の判断がむしろあつてしかるべきであつて、それがまさに地方分権、地方自治というものは私はそういうものなんだろうと思つています。

限られたそう豊かではない都道府県財政の中で、なおかつ我が県はどこに重点を置くのかということとはそれぞれの県によって違いがあつていいのであつて、そののばらつきがあつては一切いけないというのは、私はむしろ中央集権的な発想になる。中央集権的といふか国が最低限やるのはさっき申し上げましたあくまでも標準で示した部分で十分なのではないんかと、こう思つていられるわけあります。」(第151回国会文教委員会 町村信孝文部科学大臣答弁 2001年(平成13年)3月27日)

## 【第二章の注】

**注1** 「基礎定数」とは、第七条1項に規定されている「学校規模(学級数)に応じて配置されるべき教職員総数」のことです。法の条文には、「基礎定数」という用語は登場しませんが、文科省がHP等でこの用語を使用しているため、ここでも使用します。

**注2** 詳細は「教育条件を調べる会」パンフレットNo.9を参照

**注3** 小川正人「県教育委員会における『義務標準法』の運用と教職員配置の実際」2001年東京大学大学院教育学研究科教育行政学研究室紀要第20号

**注4** 奈良県教委は、この措置によって配置教員数減となる学校に対し、「特別支援学級在籍児童数÷特別支援学級(教員)数>1.75(小学校)」などの基準を満たす学校には、「緩和措置(単年度措置)」によって教員を「戻す」措置をとりました。そして、その基準に満たないで「戻す」ことのなかった教員分を、特別支援学級定員の改善(8名→6名)配置基準の若干の改善(2学級小学校、2.3・2.4・2.5・2.6・2.7学級中学校)「通級学級特別対応」(3学級)「特別支援教育巡回相談教

員」(新規3名)そして前年まで県単独措置であった「中学校免許外担当措置」(5校分)などの「改善」にあてた「配置転換」だと説明しました。

**注5** 基礎定数切り崩しのしくみ(奈良県の場合)

●国の標準定数の国庫負担算定

標準定数	
基礎定数算定分	国加配定数算定分
学校数、学級数によって算定	政令に定める基準に基づき、
学級担任教員分	県の申請を受けて、
担任以外教員分	児童生徒数等を考慮して算定

●県の配置の算定

学級担任教員	担任以外教員	浮き数による切り崩し分	特別支援学級カウントしない切り崩し分	加配教員	県費単独負担教員
県負担分(ただし地方交付税交付金として国庫から補助)					

●?年後リストラ

学級担任教員	担任以外教員	切り崩し分	加配教員(県の申請数が減ると減る)	県費単独負担教員
県負担分(ただし地方交付税交付金として国庫から補助)				

1/3 国庫負担分

2/3 県費負担分

**注6** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第四十一条2項(県費負担教職員の定数) 県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数は、前項の規定により定められた定数の範囲内で、都道府県委員会が市町村委員会の意見をきいて定める。

**注7** 文科省協力者会議報告書「今後の学級編制及び教職員配置について」2000年(平成12年)

**注8** 三島敏夫「教職員定数法における学級編制の標準・教職員定数の標準等の改善の歴史的経過とその要因の分析」2002年(平成14年)

**注9** 「この定数法をつくりましたのは、毎年、教職員の定数につきまして、教育委員会とそれから知事の間で、何名にするか、三人ふやすか五人ふやすかというようなことで、予算折衝の最後までもみにもめるといふようなことがございまして、ほかの予算がある意味では犠牲になるというふうなことがあったわけでございます。そこで、各都道府県の教育委員会の強い要望によりまして、そういうふうな知事と教育委員会の間で定数上の争いがないような基準をつくってもらえないかというふうなお話がございます、私どもこういう定数の標準をつくったわけでございます。」(岩間政府委員 1974年(昭和49年)4月26日答弁)

【第三章の注】

注1 義務標準法第七条2項「児童又は生徒の心身の発達に配慮し個性に応じた教育を行うため」に国庫で加配される教職員定数と、十五条の「地域の社会的条件について特別の配慮を必要とする」「長期にわたる研修を受けている」「教育指導の改善に関する特別な研究が行われている」などの「特別の事情」があるときに加配される教職員定数のことを表現する用語です。文科省はHPなどで「加配定数」と表現していますが、ここで「国庫」という言葉を添えるのは、都道府県・市町村単独措置による加配教員と区別するためです。実際の学校現場では、少人数指導加配教員や不登校指導加配教員など様々な名目で加配されている教員がこの国庫加配定数から配置されています。

現在、文科省の配置している「国庫加配定数」には次のようなものがあります

加配教職員定数一覧

加配事項	内 容	配 分 基 準
指導方法工夫改善(法7条2項)	少人数指導、習熟度別指導、チーム・ティーチングなどきめ細かな指導方法改善	予算の範囲内で各都道府県ごとの少人数指導等に係る児童生徒数を勘案して、教員を置くことを必要と認める学校数等を考慮して決定(令2条の2)
市町村合併支援(法15条1号)	市町村合併に伴う学校統廃合が行われ、教育上特別の配慮を必要とすると認められる学校への対応	統合前の各学校と統合後の学校について算定した教頭・教諭等の数の差を考慮して決定(令5条1項)
通級指導対応(法15条2号)	軽度の障害をもつ児童生徒の機能回復のためのいわゆる通級指導対応	予算の範囲内で各都道府県ごとの通級指導が行われる学校の数等を考慮して決定(令5条2項1号、5号)
児童生徒支援(法15条2号)	いじめ、不登校等の問題行動への対応、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童生徒への対応	予算の範囲内で各都道府県ごとの学習指導上又は進路指導上特別な配慮が必要な事情を有する児童生徒に対して特別な指導を行う学校の数等(いじめ、不登校等の問題行動の発生件数や、外国人子女等への日本語指導の実績等)を考慮して決定(令5条2項2号)
研修等定数(法15条4号)	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究対応	予算の範囲内で各都道府県ごとの教員研修、初任者研修の実施状況や教育指導の改善等のための特別な研究が行われている学校の数等を考慮して決定(令5条4項)
心身の健康への対応(養護教諭)(法15条2号)	いじめ、保健室登校など心身の健康への対応	予算の範囲内で各都道府県ごとの児童生徒の心身の健康への対応を行う学校の数等を考慮して決定(令5条2項3号)
食の指導への対応(栄養教諭等)(法15条2号)	肥満、偏食など食の指導への対応	予算の範囲内で各都道府県ごとの食の指導への対応を行う学校の数等を考慮して決定(令5条2項4号)
事務処理の拠点対応(事務職員)(法15条3号)	事務処理の効率化など事務の共同実施対応	予算の範囲内で各都道府県の多様な人材活用により多様な教育が行われる場合に事務処理の拠点となっている学校の数等を考慮して決定(令5条3項)

注2 文部科学省初等中等教育局財務課所管事務担当者会議での定数企画係長発言。2002年4月26日。(高知県の市民オンブズマンによる情報公開請求により公開された出張復命書に発言要旨が書かれている。)

注3 西谷嘉彦「定数改善計画の内容」2002年(平成14年)



注4 文部科学省初等中等教育局財務課長通知 2002年(平成14年)「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部改正における教育上特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する特別の指導等に対する教職員定数の特例加算について(通知)」

注5 小川正人「県教育委員会における『義務標準法』の運用と教職員配置の実際 - ヒアリング調査報告 - 」(2001年(平成13年))

注6 井村雅彦「教職員配置の国基準と徳島県における運用の不透明性に関する研究」2009年(平成21年)徳島大学修士論文

注7 文部科学省初等中等教育局財務課所管事務担当者会議での定数企画係長発言。2002年(平成14年)4月26日。(高知県の市民オンブズマンによる情報公開請求により公開された出張復命書に発言要旨が書かれている。)

注8 2000年(平成12年)度の決算調書には、きちんと根拠法とともに国庫加配定数が報告されていました。しかし、2006年(平成18年)度になると、令条での表示に変わり、法第十五条の規定によると思われるものは、一括されて表示されていました。しかし、取扱いは変更されたとしても、各号の違いがあり、国庫加配はそれぞれに申請があってはじめて決定をみるしくみだから、それぞれに数字があるはずで、公表を求めなければと考えていた所、2006年(平成18年)度分で公開された文書の中にその資料があることに気づきました。それを表にまとめたのが資料7です。

平成資料7のA~C欄の数値は、「義務教育諸学校の教職員定数算定表」から拾い出した数字です。D~I欄は、「指導方法改善定数及び研修等定数の事項別内訳調」からの数字です。そして、ふたつの報告書の数字を付き合わせることによって、定数算定表で記載されている「指導方法改善定数」には、そこから振り替えられた「少人数学級研究定数」は、すでに差し引かれた数字が入っている事が確認できました。2006年(平成18年)度の文書を見ると、教諭の加配では、5-2-1として、通級指導対応があり、その内数としてLD・ADHD分が明示されています。5-2-2として、児童生徒支援があり、その内数として日本語指導対応分が明示されています。

注9 「政令というものがこの法律全体を生かすも殺すも自由というところの死命を制することになる。この中には政令で定めるといふことがあちこちにある。この法律はざる法で、あなた方の非常な熱意にもかかわらず、どうもそこに大きな抜け穴がある。法律できちっと定めるのではなく、何でも政令で定める、いよいよ大事なところになると政令で定める、こういうようなことで暫定的なものが設けられておる。」(第28国会文教委員会審議録 櫻井奎夫氏質問 1958年(昭和33年)4月16日)

「味村部長よく聞いてくださいよ。あなたは商法をやって、私もだいが商法のことを教えていただいたが、商法に政令なんか一字もないじゃないですか。ところが、このあなたがつくられたところの定数法は政令だらけで、十四ある。何のことかわからない」(第72国会文教委員会審議録 塩崎潤氏質問 1974年(昭和49年)4月10日)

注10 これらの問題については、橋口幽美『30人学級実現のために学級編制のしくみを考える』2001年（平成13年）自治体研究社、『本当の30人学級を考える 知っておきたい先生の配置のしくみ』2003年（平成15年）自治体研究社に詳しく記述されています。また、データは調べる会のパンフレットに記されていますので参照してください。そのうち返還の問題についてはパンフレットNo. 8「全国の教育条件 06 決算」の「義務教育国庫負担金（給与費等）の確定及び精算給付・返還命令書」の分析（P13）を参照してください。

注11 国庫加配定数の一部が義務標準法には規定のない「充て指導主事」に使われているようですが、2004年（平成16年）度以降の公文書上からは記載されておらず、詳細がわかりません。

2002年（平成14年）度の公文書（東京都の報告書には、この部分が無いので、実数247人しか分からない。唯一の地方交付税の不交付団体であるから、定数はゼロかもしれない。）で見ると、全国の充て指導主事の定数が小中盲聾学校合計で1,774人に対して、実数は3,111人。東京都の247人を除いて考えると、2,864人で、160%の配置状況です。（2倍程度以上配置している県は、秋田県（実85 定35）、山形（実62 定27）、栃木（実71 定31）、埼玉（実97 定43）、神奈川（実60 定13）、富山（実54 定25）、石川（実58 定25）、長野（実88 定45）、静岡（実77 定38）、愛知（実66 定13）、滋賀（実60 定29）、大阪（実55 定13）、高知（実98 定35）、宮崎（実67 定34）、沖縄（実64 定30））

このように国庫加配定数の一部が「充て指導主事」に使われているしくみも、各都道府県の実数がその国庫加配定数分を超えて配置されているしくみもよくわかっていません。今後の研究の課題です。